

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日
2025年10月10日



当ファンドは、特化型運用を行います。

ゴールドマン・サックス社債／ One米国株式戦略ファンド 2025-12 愛称：おまもりOne・M

単位型投信／海外／資産複合／特殊型（条件付運用型）

■この目論見書により行う「ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月9日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

■「ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメント0ne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	45
第3 【ファンドの経理状況】	51
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	52
第三部 【委託会社等の情報】	53
第1 【委託会社等の概況】	53
約款	82

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12

ただし、愛称として「おまもりOne・M」という名称を用いる場合があります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の単位型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

受益権1口当たり1円とします。

(5) 【申込手数料】

受益権1口当たり1円に、1.1%（税抜1.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年10月27日から2025年12月4日まで

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

発行価額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドの取得の申込みは、申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

※購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

②当ファンドの信託金の上限は、1,000億円とします。

<ファンドの特色>

1 当ファンドはルミニスII・リミテッドが発行する円建債券^{*1}(以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)に高位に投資^{*2}し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*4 元本には購入時手数料は含みません。また、投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

ルミニスII・リミテッドについて

ルミニスII・リミテッド(以下「発行体」といいます。)はケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクについて

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け



世界有数の金融グループ、ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産 約258兆4,859億円

※2025年6月末時点

※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。

※格付投資情報センター(R&I)の発行体格付けを使用。

※2025年6月末時点

※1米ドル=144.81円(2025年6月末時点)で換算しています。

出所:ゴールドマン・サックス証券株式会社、ブルームバーグの
データをもとにアセットマネジメントOne作成

2 当ファンドは米国株式戦略指数 VT5の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 固定クーポンは、毎期一定水準支払われ、実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われます。
- 固定クーポンは、信託報酬等に充当することをめざします。
- 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率^{*6}にほぼ連動する水準^{*7}に決定します。
- 米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スponサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物)を実質的な構成資産とし、目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を0~160%程度の範囲内で調整します。同指数の損益は、戦略控除率(年率1%)、複製コスト、取引コストを控除したものになります。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率5%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

*5 運用開始基準日は2025年12月5日です。

*6 累積収益率は2030年11月18日に決定される予定(海外の休日等により変更される可能性があります。)です。

*7 連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。100%程度をめざしますが、100%を超えることもあります、下回ることもあります。

■ 米国株式戦略指数 VT5について

米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スponサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物^{*8})を実質的な構成資産とします。所定のリスクコントロール手法を用いて、戦略の目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を調整します。

*8 E-mini S&P500 株価指数先物は米国株式市場の主要指標であるS&P 500種指数を対象とした先物取引商品です。「E-mini」は、従来のS&P500先物よりも小規模でアクセスしやすいことを意味し、1997年にシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)が広範な投資家向けに導入しました。ほぼ24時間、週5日電子取引されており、高い流動性と効率性を有します。

(出所)シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)グループ、ウェブ公開情報に基づいてゴールドマン・サックス証券株式会社が作成

- 当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄(当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債)が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。
- 当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

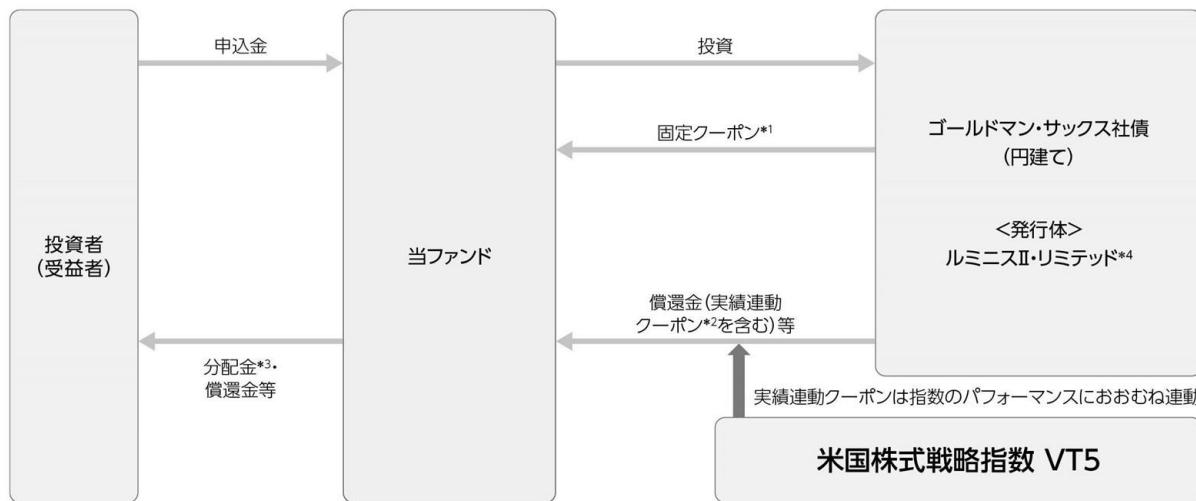
※当ファンドは、満期償還における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

運用プロセス

ファンドの設定

ゴールドマン・サックス社債(円建て)に投資し、原則として満期まで保有します。

■ ファンドの仕組み



*1 固定クーポンは、信託報酬等に充当することをめざします。満期時の固定クーポンは償還金として支払われます。

*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します(連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。)。運用開始基準日以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率がマイナスの場合には実績連動クーポンはゼロになります。

なお、実績連動クーポンは満期時に支払われます。

*3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

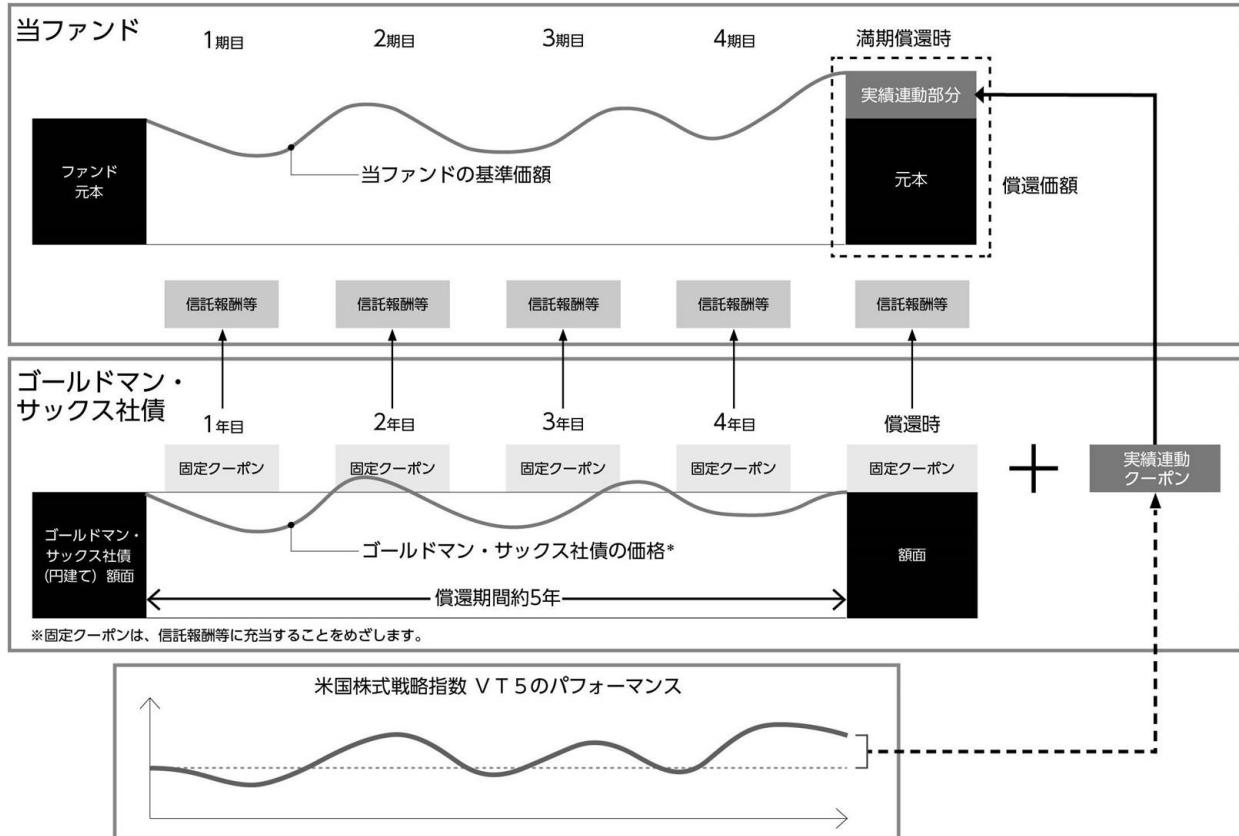
*4 ルミニスII・リミテッドはケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。債券発行代わり金をもって次の資産(裏付資産等)に投資します。

- ①ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(金融持株会社)が発行する債券(外貨建ての場合は為替変動リスクを回避する取引を実施します。)
- ②ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル(金融持株会社の子会社)が発行するパフォーマンス連動証券
- ③ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引

*図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。

*投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

<当ファンドとゴールドマン・サックス社債の関係(イメージ)>



* ゴールドマン・サックス社債の価格イメージはクーポンを含まない価格です。

* 上記はイメージであり、すべてを表すものではありません。

◆ 実績連動クーポンについて

実績連動クーポンは、米国株式戦略指数 VT5のパフォーマンスに基づき決定されます。

実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われ、運用開始基準日(2025年12月5日)以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します。

米国株式戦略指数 VT5の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロとなります。当ファンドの償還価額にマイナスの影響を与えることはありません。

実績連動クーポンの算出式

$$\text{実績連動クーポン} = \text{米国株式戦略指数 VT5の累積収益率} \times \text{連動率}^*$$

* 連動率は、どれほど対象指数と同調した動きをするかを示す数値です。

* 連動率はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。100%程度をめざしますが、100%を超えることもあります。なお、連動率はファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日))に、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

* 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

* 信託財産の成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

* 初回決算日は2026年12月10日です。

米国株式戦略指数 VT5のリスク要因および免責事項

- 米国株式戦略指数 VT5(以下「戦略指数」といいます。)は、Goldman Sachs International(以下「GSI」または「指数スパンサー」といいます。)が開発したアルゴリズムに基づき設計・運営されています。指数スパンサーは、限られた場合を除き、通常、戦略指数の運営に関する裁量を行なうことはありません。
- 戦略指数の算定方法が正のリターンを生み出すこと、または、当該戦略指数が他の代替となる投資戦略を上回ることを保証するものではありません。戦略指数に連動する商品への投資または戦略指数に連動する取引への参加によって実現し得る運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現し得る運用成果とは大きく異なる可能性があります。
- 戦略指数の運営および／または潜在的なリターンに関する説明および過去の分析(「バックテストティング」)またはその他の統計的分析の資料が提供されることがあります、戦略指数の運営が開始される前に運用成績を推計するためのシミュレーション分析と仮想状況に基づくものです。そのため、戦略指数に関連して提供されるそれら資料またはそれらの分析に基づく仮想シミュレーションで予測されている過去のリターンは、戦略指数の運用成績を反映するものではなく、戦略指数の運用成績またはそのリターンを確認または保証するものではありません。さらに、戦略指数のバックテスティングは、第三者により指数スパンサーまたはその関連会社(以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。)に提供された情報を基礎としています。ゴールドマン・サックスは、当該情報やデータの正確性や完全性について独自の検証をしておらず、かかる正確性や完全性について保証しません。また、ゴールドマン・サックスは、当該情報、データまたはバックテスティングに不正確、不完全、欠落または誤りがあった場合においても一切の責任を負いません。
- 戦略指数の計算には、仮想的なコストの控除が含まれており、戦略指数の水準を下落させる要因となります。かかる控除は、一定の複製コストおよび／または取引コストを合算的に反映することを意図しています。かかる戦略指数のコストは、予め決定された利率を参考して計算され、該当する構成要素またはその要素に対する投資を行った場合に生じる実際のまたは実現した複製コストおよび取引コストの水準を必ずしも反映するわけではありません。ゴールドマン・サックスは、戦略指数に含まれるコストが、ゴールドマン・サックスにより行われるヘッジ取引に係る実際の複製コストまたは取引コストを上回る場合、利益を得ることとなります。
- 指数スパンサーおよび指数計算代理人として、GSIは戦略指数に重大な影響を及ぼし、かつ、利益相反を生む可能性のある決定を行う権限を有しています。指数スパンサーおよび指数計算代理人(もしあれば)として、GSIは、通常、戦略指数の運営に関する裁量権も行使しません。GSIは、いかなる受託者責任も負っていません。ただし、GSIは、戦略指数の関連書類に記載された状況(ただし、これらに限られません。)を含む一定の限られた状況において裁量権を使用します。指数スパンサーとしておよび該当する場合には指数計算代理人としてGSIが行う決定は、戦略指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、GSIによる裁量権の行使は、一定の利益相反をGSIにもたらすことがあります。かかる決定を行う際、指数スパンサーおよび／または指数計算代理人は、当該商品の投資者の利益を考慮に入れることはなく、また、かかる利益を考慮せず、勘案しません。指数スパンサーおよび／または指数計算代理人が行う決定はすべて、その単独の裁量において行われるものとし、すべての目的上最終的なものであるものとし、戦略指数に連動する商品の保有者すべてを拘束します。指数スパンサーおよび／または指数計算代理人は、かかる決定につき何ら責任を負わないものとします。
- 戦略指数は、E-mini S&P500先物(以下「参照資産」といいます。)に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポートジャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、予め定められたボラティリティ・ターゲットに対応する参照資産の過去の実現ボラティリティに基づき、参照資産に対する戦略指数のエクスポートジャーを増減させることによって達成されます。参照資産の実現ボラティリティの増加は、参照資産に対する戦略指数のエクスポートジャーを減少させることができます。その逆もまた同様です。参照資産の将来の実現ボラティリティは、参照資産の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、参照資産のウェイトおよび戦略指数のパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算される場合、異なる結果となる可能性があります。
- ボラティリティ調整機能が、戦略指数のボラティリティ目標値と同等の実現ボラティリティを実現できる保証はなく、これは、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。戦略指数のボラティリティ調整機能は、構成要素に対する想定ボラティリティ調整エクスポートジャーを提供することを目的としています。しかし、当該ボラティリティ調整機能により、実現ボラティリティがボラティリティ目標を下回る、または上回る可能性があります。当該差異は、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
- 戦略指数が採用する市場シグナル・メソドロジーは成功しない可能性があります。対象構成要素のウェイトは、特定の市場シグナルに基づいて調整されますが、将来または異なる市場環境下では期待通りに機能しない可能性があります。戦略指数の基盤となる市場シグナルに基づくメソドロジーが成功すること、または戦略指数が対象構成要素に関して採用される可能性のある代替メソドロジー(市場シグナルに基づくメソドロジーを使用するか否かを問いません。)を上回る運用成果を達成することについて、保証はできません。
- 戦略指数は、事前に定められた頻度に基づき、日中における監視とリバランスを実施します。かかる頻度は、他の指数が日中に行うリバランス頻度よりも高い可能性があります。したがって、戦略指数はリバランス頻度が低いボラティリティ目標指数と比較して、対象構成銘柄の回転率が高くなります。戦略指数は対象構成銘柄の回転率に基づき取引コストを控除するため、相応に高い取引コストが控除される可能性もあります。結果として、リバランス頻度が低い他のボラティリティ目標指数と比較して、戦略指数は運用成果が劣後する可能性があり、その差は顕著となる可能性があります。
- 指数計算代理人または指数スパンサーは、戦略指数、その算出手法、その計算、戦略指数に含まれるあらゆるデータもしくは情報、戦略指数に基づくあらゆるデータもしくは情報、戦略指数一般規定または戦略指数条件補足書について、その品質、正確性または完全性を保証しません。いかなる場合においても、指数計算代理人または指数スパンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、(契約、不法行為その他によるかを問わず)いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12(以下「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」)の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこと也没有。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

指数スパンサー(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)およびそれらの関連会社は、米国株式戦略指数 VT5に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるとかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

1. 利益相反

ゴールドマン・サックス・グループの役割の概要

ゴールドマン・サックス・グループは、米国株式戦略指数 V T 5（以下「戦略指標」といいます。）に関連して多様な役割を担います。

- (i) Goldman Sachs International（以下「GSI」または「指数スポンサー」といいます。）が戦略指標に関して指数計算代理人である場合、GSIは、指数計算代理人の資格において、戦略指標の価値を計算して公表し、また、指数スポンサーの資格において、戦略指標に関する一定の決定を隨時行う責任を負います。
- (ii) 戰略指標は、GSIが開発したアルゴリズムにより設計され、これに従って運営されます。とりわけ、GSIは、パラメーターを設定し、その中で戦略指標を運営します。指数スポンサーは、指数計算代理人が戦略指標の価値を計算し、公表し続けることを確保する義務を負いません。関連する戦略指標のメソドロジー書類に定める限られた場合を除き、GSIは、通常、当該戦略指標の運営についていかなる裁量も行使せず、また当該戦略指標についていかなる受託者責任も負っていません。
- (iii) ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳述するとおり、戦略指標の価値および構成要素（場合に応じます。）に有利または不利な影響を及ぼす可能性のある広範な活動に従事しています。
- (iv) ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、戦略指標の一または複数の構成要素のスポンサーおよび／または計算代理人である場合があり、その資格において、当該戦略指標の価値に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有することができます。
- (v) ゴールドマン・サックス・グループは、隨時、指数計算代理人（または戦略指標または構成要素に関するその他の計算代理人）および戦略指標または構成要素に関する第三者データ提供会社に対する直接的または間接的な所有持分を有することができます。

潜在的な利益相反

潜在的な利益相反が、ゴールドマン・サックスの戦略指標に関連した多様な役割に関して生じる可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその義務を履行しますが、同社グループが戦略指標に関して履行する役割と同社グループの利益相反に直面する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけ戦略指標、戦略指標に連動した商品、構成要素、および／または構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品について、現物のもしくは経済的その他の利益（反対の利益および／またはショートの利益（場合に応じます。）を含みます。）を有するか、またはかかる利益を設定するために取引を締結する可能性があり、自らの利益に関して自らが適切とみなすとおりに措置を講じ、またはその他の行為を行う可能性があります。これらの行為は、戦略指標の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、これらには以下が含まれることがあります。

- (i) ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指標に連動する商品、構成要素、構成要素が参照するか、またはこれに連動する投資商品および数多くの関連する投資商品の取引を活発に行ってています。これらの活動は、戦略指標の価値に悪影響を及ぼす可能性があります（さらに当該戦略指標に連動する商品に対するリターンおよびその価額に影響を及ぼす可能性があります。）。

- (ii) ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数、戦略指数に連動する商品、構成要素、または構成要素が参照するか、もしくは構成要素に連動する投資商品に関する情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数に連動する商品を取得し、または締結する者の利益のために当該情報を利用する義務を負うものではありません。
- (iii) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の活動が、戦略指数に連動する商品を取得する者の利益と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの活動から多額の利益を得ることがある一方で、当該戦略指数を参照した投資商品の価値が下落する可能性があります。
- (a) ゴールドマン・サックス・グループおよびその他の関係者は、戦略指数その他の類似の戦略指数または構成要素を参照する追加の有価証券その他の金融商品、デリバティブ商品または投資商品の発行または引受けを行う場合があります。これらの有価証券、金融商品または投資商品への投資および取引の増加は、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼし、戦略指数の価値に影響を与える可能性があります。そのため、戦略指数に連動する商品の満期時（またはその他の支払日）に支払われる金額および戦略指数に連動する商品の満期前の価値に影響を与えることがあります。また、これらの有価証券、金融商品または投資商品は、戦略指数に連動する商品と競合する可能性もあります。このように競合する商品を市場に投入することにより、ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数に連動する商品の市場価値や、満期時（またはその他の支払日）に当該商品に対して支払われる金額に悪影響を及ぼす可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの有価証券またはその他の類似した金融商品もしくは投資商品の発行者、代理人、引受人または取引相手方となる範囲において、これらの有価証券、金融商品または投資商品に関する同社の利益は、戦略指数にリンクした商品の保有者または取引相手方の利益と相反する可能性があります。
- (b) ゴールドマン・サックス・グループは、その義務を負うものではありませんが、戦略指数、戦略指数に連動した商品、構成要素、または構成要素が参照し、もしくはこれに連動する投資商品に対するエクスポージャーを、関連会社または第三者とヘッジすることを選択できます。その結果、その関連会社または第三者は、先物およびオプション市場で行われる取引を含め、そのエクスポージャーの一部または全部を直接または間接的にヘッジすることが見込まれます。ゴールドマン・サックス・グループがエクスポージャーのヘッジを選択する場合、当該戦略が参照する投資の評価のために当該戦略が評価される日以前に、当該戦略指数が連動する商品、構成要素、当該構成要素が参照し、もしくはこれに連動する投資商品またはその他の商品を購入または売却することにより、当該ヘッジを調整または解消する可能性があります。また、ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数の価値の算定に使用される時期および／またはレベルとは異なる時期および／またはレベルで、戦略指数または構成要素に関連するその他の金融商品に関するヘッジ取引を締結、調整、または解消する可能性があります。これらのヘッジ活動のいずれかが、戦略指数の価値および当該戦略指数に関連する商品の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらに限定されませんが、以下の事項があります。

- (I) ゴールドマン・サックス・グループは、これらのヘッジ活動に関して多額の利益を受け取る可能性がある一方で、戦略指数の価値および／または戦略指数に連動する商品の価値は下落することがあります。
- (II) ゴールドマン・サックス・グループが構成要素に対するエクスポートナーをヘッジし、戦略指数に関して適用される合成された源泉徴収税よりも低い実効税率の源泉徴収税が発生した場合、ゴールドマン・サックス・グループは多額の利益を受け取る可能性があります。
- (III) ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数のリバランス前またはリバランス時に構成要素を取引した場合、および／または戦略指数の価値の算定方法に定められた水準とは異なる水準で取引した場合、多額の利益を得ることができます。当該取引は、リバランスが行われる水準に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当該取引によりゴールドマン・サックス・グループに多額の利益が生じ、当該戦略指数に連動する商品に投資している投資者に還元されないことがあります。
- (c) ゴールドマン・サックス・グループが実行する特定の活動は、戦略指数に連動する商品を購入する投資者の利益と相反する場合があります。例えば、前述のとおり、ゴールドマン・サックス・グループは、その義務（もしあれば）を関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、戦略指数の運用成果に関わらず、また戦略指数に連動する投資価値が下落している間も含め、これらの活動に関して多額の利益を受け取ることがあります。
- (d) ゴールドマン・サックス・グループは、自己勘定取引のため、運用している他の勘定取引のため、または戦略指数、構成要素もしくはその構成銘柄、および／もしくは構成要素もしくはその構成銘柄が参照し、もしくはこれに連動する投資商品のいずれかに連動するもしくは複数の商品に関する顧客のためにロック取引を含む取引を促進するため、取引を行う可能性もあります。これらの取引の過程で、ゴールドマン・サックス・グループの顧客は、他の投資者に提供される前に戦略指数に関する情報を受領する場合があります。かかる活動のいずれも、構成要素もしくはその構成銘柄の水準または構成要素もしくはその構成銘柄が参照し、もしくはこれに連動する投資商品の水準に影響を及ぼすことにより直接的または間接的に戦略指数の価値に悪影響を及ぼし、ひいては戦略指数に連動する商品の市場価値および当該商品の満期における支払金額に悪影響を及ぼす可能性もあります。
- (iv) 戰略指数の運営者またはスポンサーとして、GSIは、特定の状況下において、関連する戦略指数の戦略書類に記載されているものを含む（ただし、これらに限られません。）、戦略指数およびこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う際の裁量権を有します。GSIは、戦略指数に連動する商品（ゴールドマン・サックス・グループの構成会社により発行された商品を含みます。）の満期時または期限前償還時もしくは他の支払日（場合に応じます。）における現金によるGSIの支払金額を算出するためにこれらの決定を行ふことができます。GSIによるこの裁量権の行使は、当該戦略指数の価値および当該戦略指数に連動する当該商品の価値に悪影響を及ぼすことがあります。関連する戦略指数の算定手法を変更する指数スポンサーによる裁量権の行使は、戦略指数に連動するもしくは複数の商品、および

／またはその構成要素もしくは当該構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に関する、ゴールドマン・サックス・グループによる、自己勘定のための取引活動、自らが運用を行うその他の勘定のための取引活動、顧客のために取引を円滑に行うための取引活動に関して多額の利益をもたらす可能性があります。

- (v) 戰略指数一または複数の構成要素の運営者またはスポンサーとして、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、戦略指数の価値に悪影響を及ぼす決定（一または複数の構成要素の水準の公表の中止を含みますが、これに限られません。）に対して裁量権行使する権利を有する場合があります。ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、いかなる戦略指数またはこれに連動する商品の投資者にも関わりなく当該裁量権行使します。
- (vi) ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、戦略指数または一もしくは複数の構成要素のコンセプトと類似または同一のコンセプトを有するその他の指標または戦略を設定し公表する可能性があります。ただし、当該戦略指数のメソドロジーカードに定める構成要素が、戦略指数の計算に使用される唯一の構成要素です。したがって、いかなる投資者も、その他の公表された指標を構成要素とみなすべきではありません（ただし、指標スポンサーまたは指標計算代理人が、上記のとおり、その他の公表された指標を構成要素の水準とみなすことを決定した場合を除きます。）。
- (vii) ゴールドマン・サックス・グループは、（例えば、構成要素に関して）当該戦略指数に連動する商品への投資とは矛盾する調査の公表、意見の表明、または推奨を行う可能性があり、それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見または推奨は、投資者が関連する構成要素を購入または保有することについて推奨することも、または推奨しないこともあります、当該戦略指数または当該戦略指数に連動する商品の価額および／または運用成果に影響を及ぼす可能性があります。
- (viii) ゴールドマン・サックス・グループは、構成要素のスポンサーに対する所有持分を有することがあるため、当該構成要素の算定手法およびその他の特性に影響を与えることができる可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、構成要素（またはその構成銘柄）の水準、クーポンおよび／または内容の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することができます。いずれかの構成要素への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および／または当該構成要素に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があり、当該構成要素の運用成果に影響を及ぼすことがあります。
- (ix) ゴールドマン・サックス・グループは、指標計算代理人（または戦略指数もしくは構成要素に関する他の計算代理人）および戦略指数または構成要素に関する第三者データ提供会社に対する所有持分も有する可能性があるため、指標計算代理人またはその他の計算代理人の決定に影響を与えることができる可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、戦略指数の水準、クーポンおよび／または構成要素の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することができます。戦略指数への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および／または当該戦略指数に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があり、当該戦略指数の運用成果に影響を及ぼすことがあります。

2. ボラティリティ制御とシグナルメカニズムの概要

- 戰略指數は、事前に定められた頻度に基づき、日中を通じて監視とリバランスを実施します。
- 戰略指數は、特定の調整要因（日次調整要因、ボラティリティ調整要因、日中トレンド調整要因、季節性調整要因）、ボラティリティ制御メカニズム、リバランス閾値、レバレッジおよびリバランス上限を組み合わせて、対象構成要素の構成比率を決定します。
- 戰略指數の日次調整要因は、2年間の期間におけるE-mini S&P500先物の日中実現ボラティリティに対する終値間実現ボラティリティの比率（いざれもメソドロジーに基づき算定されます。）の中央値を考慮することにより決定されます。これにより、E-mini S&P500先物の日中実現ボラティリティに生じる一定の推定バイアスが補正されます。
- 戰略指數は日中トレンド調整要因を適用します。これは、前日の市場終値から所定の参照時間帯における関連先物契約の加重平均価格までの間で算出される日中リターンに基づき、戦略指數の対象構成要素（先物契約）へのエクスポージャーを調整するものです。
- 戰略指數は、連邦公開市場委員会（FOMC）の発表が予定されている期間に、対象構成要素に対するエクスポージャーを変更することを目的とした季節性調整要因を組み入れています。戦略指數は、ボラティリティ調整要因とボラティリティ目標を組み込み、全体的なリスク・エクスポージャーを動的に管理します。戦略指數の実現ボラティリティが予め設定された目標を大幅に上回った場合、ボラティリティ調整要因は対象構成要素に対する戦略指數のエクスポージャーを減少させます。

3. リスク要因

戦略指數の算定方法が正のリターンを生み出すこと、または、当該戦略指數が他の代替となる投資戦略を上回ることを保証するものではありません

戦略指數に連動する商品への投資または戦略指數に連動する取引への参加によって実現し得る運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現し得る運用成果とは大きく異なる可能性があります。

戦略指數の過去の水準は、将来の運用成果の指針とならない可能性があります

戦略指數の過去の運用成果は、将来の運用成果の指針とはなりません。戦略指數の価値が上昇するか減少するかを予測することは不可能です。戦略指數の将来における実際の運用成果は、戦略指數の過去の運用成果とほとんど関連性がない可能性があります。

戦略指數に関する情報は戦略指數の運用成果の保証ではありません

提供されることのある戦略指數の運営および／または潜在的リターンに関する一定の表明および過去データの分析またはその他の統計分析に関する資料（以下「バック・テスト」と総称します。）は、戦略指數が実在する前にどのような運用成果を上げていた可能性があるかを推定するためのいくつかの想定条件、過去データからの推定、シミュレーション分析および仮定の状況に基づいています。指数スポンサーは、入手可能な過去データを使用して、戦略指數が設定される前の戦略指數の仮想水準を計算することができます。当該過去データが入手不可能である、または不完全であると指数スポンサーが判断した場合には、指数スポンサーは、当該過去データの代わりに代替のデータ情報源を使用し、戦略指數が設定される前の戦略指數の仮想水準を計算するために必要で

あると指数スポンサーがみなすとおりに戦略の手法に一定の修正を加えることができます。指数スポンサーは、戦略指数がかかる資料に適合する方法で運営される、またはこれまで運営されていたであろうことを確約または保証するものではありません。そのため、戦略指数に関して提供されるかかる資料に投影されている過去のリターンまたはかかる分析に基づく仮想シミュレーションには、いずれかの期間の戦略指数の運用成果が反映されていないことがあります、かかる過去のリターンまたは仮想シミュレーションは、いずれかの期間の戦略指数の運用成果またはリターンに関する保証または確約ではありません。さらに、戦略指数のバック・テストは、第三者が指数スポンサーに提供した情報およびデータに基づいています。指数スポンサーが提供された当該情報またはデータの正確性および／または完全性の検証または保証を独自に行っていることはなく、指数スポンサーは、当該情報、データおよび／またはバック・テストにおける不正確性、遗漏、錯誤または誤謬につき責任を負いません。

戦略指数に連動する投資商品からの利得は、当該戦略指数の価値の計算に算入された控除の分だけ調整されます

戦略指数には想定組込経費が含まれ、この想定組込経費の分だけ当該戦略指数の水準は低下します。当該金額は、(i)各構成要素に対するエクスポートジャーの維持および各構成要素の運用成果の複製に係る経費（当該経費は戦略指数が関連する構成要素に対するエクスポートジャーを維持する期間において継続的に適用されるものであり、複製コストといわれることがあります。）、および(ii)戦略指数における構成要素の各リバランスに引き続いて行われる戦略指数に関する取引の締結および／または解消のための経費（当該経費は戦略指数のリバランスの結果によってのみ生じ、取引コストといわれることがあります。）を合成的に反映することを意図して戦略指数の運用成果から控除されます。上記(i)および(ii)の経費は構成要素毎に異なります。この組込経費の分だけ戦略指数の価値は減少します。戦略指数の価値は、関連する戦略指数のルールにおいて特定される固定料率によって計算される金額分だけ減少することもあります。また、戦略指数の価値は、戦略指数の関連書類にその旨の定めがある場合、さらなる控除の分だけ減少する可能性があります。更に、参照戦略からは戦略控除率（年率1.0%）が日次で控除されます。それにより、参照戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。

各構成要素およびその各対象構成要素の価値は、一定の控除の分だけ調整されることがあります

各構成要素およびその対象構成要素は、また、想定経費の控除を織り込んでいることもあります、かかる控除の結果、構成要素またはその対象構成要素（該当する場合）の水準が低下します。当該想定経費の控除は、関連する構成要素またはその対象構成要素（該当する場合）に関するルールに記載されるとおりに当該構成要素（またはその対象構成要素（該当する場合））に関して発生した一定の経費を合成的に反映することを目的としています。構成要素またはその対象構成要素の水準または価値からかかる控除は、関連する戦略指数の水準を低下させる効果を有することになります。

戦略指数に組み込まれた想定複製コストおよび想定取引コストが、指数スポンサーまたはその関連会社のヘッジ取引で発生した実際の複製コストおよび取引コストを上回ることがあります

戦略指数の計算に組み込まれ、かつ、反映されている戦略指数に関する経費（およびその構成金額）は予め決定された料率を参考にして計算され、かかる戦略指数に関する経費には、必ずしも、

関連する構成要素への投資者が負担するであろう実際のまたは実現した複製コストおよび取引コスト（その時々において多額となる可能性もあれば少額となる可能性もあります。）が反映されるとは限りません。戦略指数に組み込まれている戦略指数に関する経費（およびその構成金額）が、当該戦略指数、各構成要素および／またはその構成内容に関して行われることのあるヘッジ取引において指数スポンサー（もしくはその関連会社）が負担した実際の複製コストおよび／または取引コストを超える場合、指数スポンサー（またはその関連会社）は利益を得ることになります。

特定の市況下では、指数スポンサーは戦略指数から控除される経費を大幅に引き上げる可能性があります

特定の市況下では、指数スポンサーは、戦略指数から控除される経費を大幅に引き上げることを決定することがあり、かかる経費の水準に一定の上限額は設けられない場合があります。

かかる決定は戦略指数の関連書類に記載される手続による制約を受けますが、引上げ後の経費がその経費に当初割り当てられた水準を大幅に上回る可能性があります。さらに、かかる市況が見られる期間は短期間しか継続しない可能性がありますが、引上げ後の経費が長期間にわたって戦略指数から控除されることがあります。このことは、戦略指数の運用成果および価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

指数スポンサーおよび指数計算代理人として、GSIは戦略指数に重大な影響を及ぼし、かつ、利益相反を生む可能性のある決定を行う権限を有しています

指数スポンサーおよび指数計算代理人（もしあれば）として、GSIは、通常、戦略指数の運営に關していくかなる裁量権も行使しません。GSIは、いかなる受託者責任も負っていません。ただし、GSIは、戦略指数の関連書類に記載された状況（ただし、これらに限られません。）を含む一定の限られた状況において裁量権行使します。指数スポンサーとしておよび該当する場合には指数計算代理人としてGSIが行う決定は、戦略指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、GSIによる裁量権の行使は、一定の利益相反をGSIにもたらすことがあります。かかる決定を行う際、指数スポンサーおよび／または指数計算代理人は、当該商品の投資者の利益を考慮に入れることまたは指数スポンサーおよび／もしくは指数計算代理人の決定が当該商品の価値に及ぼす影響を勘案することを義務付けられることはなく、また、かかる利益を考慮せず、勘案しません。指数スポンサーおよび／または指数計算代理人が行う決定はすべて、その単独の裁量において行われるものとし、すべての目的上最終的なものとし、戦略指数に連動する商品の保有者すべてを拘束します。指数スポンサーおよび／または指数計算代理人は、かかる決定につき何ら責任を負わないものとします。

指数スポンサーおよび指数計算代理人は第三者ならびに内部および外部の情報源に依拠しており、当該情報は一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があるほか、指数スポンサーおよび指数計算代理人に用いられる情報は戦略指数の価値に影響を及ぼす可能性があります

指数スポンサーおよび指数計算代理人は、第三者のブローカーまたは外部のディーラーならびにその他外部および内部の情報源から戦略指数の価値の計算および／または構成要素の配分比率の決定に必要な情報を取得しています。これらの情報は、一般には入手不可能および／または不正確である可能性があり、また、戦略指数の価値の計算のために用いられる情報は、戦略指数の価値の計算に影響をおよぼす可能性があります。

指数計算代理人が戦略指数の関連する計算式を計算するのに必要なデータを入手できないことにより、当該戦略指数の価値に影響が生じる可能性があります。また、指数スポンサーや指数計算代理人は、かかる情報の正確性または完全性について何ら保証を行わず、当該データの正確性または当該データが不正確であることにより戦略指数に及ぼす影響について何ら責任を負いません。

指数スポンサーの方針および当該戦略指数に影響を及ぼす変更が戦略指数の価値に影響を及ぼす可能性があります

戦略指数の計算に関する指数スポンサーの方針は、当該戦略指数の価値、ひいては当該戦略指数に連動する金融商品について当該金融商品の償還日（またはその他の支払日）に支払われる金額および当該日より前の当該金融商品の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。戦略指数に連動する金融商品について支払われる金額およびその市場価値は、指数スポンサーが例えば当該戦略指数の計算方法を変更することによりかかる方針を変更した場合または指数スポンサーが当該戦略指数の計算もしくは公表を中断もしくは停止した場合にも影響を受けることがあります。その場合には、当該金融商品の市場価値を決定することが困難となる可能性があります。戦略指数に関するかかる方針が変更されるか、または戦略指数の計算もしくは公表が中断もしくは停止された場合には、戦略指数に連動する金融商品の指数計算代理人（GSIである場合があります。）が、関連する決定日における当該戦略指数の水準および当該金融商品について支払われる金額を決定する際の裁量権を有することができます。

戦略指数は訂正されたデータを参照することなく計算されることがあります

戦略指数に関連する構成要素の配分比率または数量（いずれか該当する方）の計算に使用された構成要素の価値が戦略指数で使用された時点より後に訂正された場合、指数計算代理人は、当該訂正された価値を使用できないことがあります。その代わり、当該訂正がなされる前に計算された配分比率または数量（いずれか該当する方）を使用することができます。その結果、戦略指数の運用成果は、当該訂正された価値が使用された場合の運用成果とは異なることがあります。著しく異なる可能性もあります。

戦略指数は変更される可能性または利用不能になる可能性があります

指数スポンサーは、戦略指数を計算するために使用される算定方法を変更する権利または戦略指数の提供を停止する権利を持つものとし、その結果、当該戦略指数に連動していた商品の価値またはリターンが低下する可能性があります。指数スポンサーは、当該権利を検討する目的上、戦略指数の関する委員会を形成する権利を留保しています。あらゆる変更は、当該戦略指数に連動する商品の保有者の利害とは関係なく、行われる可能性があります。

さらに、戦略指数の価値の算出方法に関する指数スポンサーの決定および方針が、戦略指数の価値に影響を与える可能性があり、そのため、当該戦略指数に連動する商品の存続期間中に支払われる金額および当該商品の市場価値に影響を与える可能性があります。指数スポンサーがこれらの方針を変更する場合、戦略指数に連動する商品について支払われる金額および当該商品の市場価値に影響を与える可能性があります。

ボラティリティおよび戦略指数のリスク

戦略指数は、E-mini S&P500先物（以下「参照資産」といいます。）に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポートナーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、予め定められたボラティリティ・ターゲットに対応する参照資産の過去の実現ボラティリティに基づき、参照資産に対する戦略指数のエクスポートナーを増減させることによって達成されます。参照資産の実現ボラティリティの増加は、参照資産に対する戦略指数のエクスポートナーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。参照資産の将来の実現ボラティリティは、参照資産の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、参照資産のウェイトおよび戦略指数の運用成果は、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算される場合、異なる結果となる可能性があります。

ボラティリティ調整機能が、戦略指数のボラティリティ目標値と同等の実現ボラティリティを実現できる保証はなく、これは、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります

戦略指数のボラティリティ調整機能は、構成要素に対する想定ボラティリティ調整エクスポートナーを提供することを目的としています。しかし、当該ボラティリティ調整機能により、実現ボラティリティがボラティリティ目標を下回る、または上回る可能性があります。当該差異は、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

戦略指数固有のリスク要因

1. 戦略指数の日次調整要因は、2年間の期間におけるE-mini S&P500先物の日中実現ボラティリティに対する終値間実現ボラティリティの比率（いずれもメソドロジーに基づき算定されます。）の中央値を考慮することにより決定されます。これにより、E-mini S&P500先物の日中実現ボラティリティに生じる特定の推定バイアスが補正されます。日次調整要因の値が所定の数値未満の場合（または所定の数値を超えるが他の指標調整要因により悪影響を受ける場合）、戦略指数はリバランス閾値およびレバレッジ・リバランス上限を条件として、対象構成要素への配分を減少させる可能性があります。さらに、これらのボラティリティ調整は過去の成果に基づくため、市場ボラティリティパターンの急激かつ大幅な変化への反応が遅れる可能性があります。その結果、当該日次調整要因を採用しない代替指標と比較して、戦略指数は運用成果が劣後する可能性があり、その差は顕著となる場合があります。
2. 戦略指数は、全体的なリスク・エクスポートナーを動的に管理するため、ボラティリティ調整要因とボラティリティ目標値を採用しています。これらの機能は戦略指数が一定のボラティリティ水準を維持することを支援するよう設計されていますが、このメカニズムは増幅的な特性を示す可能性があります。戦略指数の実現ボラティリティが予め設定された目標値を大幅に上回った場合、ボラティリティ調整要因は対象構成要素へのエクスポートナーを縮小させます。これにより、その後の市場回復局面における潜在的な利益への完全な参加が制限される可能性があります。逆に、ボラティリティが目標値を下回った場合、エクスポートナーが増加する可能性があり、市場環境が予想外に悪化した際の潜在的な損失を増幅させる可能性があります。さらに、ボラティリティ調整要因には最低閾値が設定されており、関連する閾値を下回る軽微なボラティリティ変動では直ちに調整が発動されないため、最適とは言えないリスク・エクスポートナーが継続する可能性があります。ボラティリティ目標指標は、一般的に、意図した目

標値を上回ったり下回ったりすることがあり、その結果として戦略指数全体の運用成果が低下する可能性があります。したがって、戦略指数は、ボラティリティ調整要因を組み込んでいない代替指数に対して、場合によっては著しく劣後する運用成果を示す可能性があります。

3. 戰略指数は日中のトレンド調整要因を適用します。これは、前日の市場終値から所定の参照時間帯における関連先物契約の加重平均価格までの間で算出される日中リターンに基づき、戦略指数の対象構成要素（先物契約）へのエクスポージャーを調整するものです。日中のトレンド調整要因の値が所定の数値未満の場合（または所定の数値を超えるが他の指標調整要因により悪影響を受ける場合）、戦略指数はリバランス閾値およびレバレッジ・リバランス上限を条件として、対象構成要素への配分を減少させる可能性があります。例えば、戦略指数の対象構成要素が著しく負の日中リターンを示す場合、日中トレンド調整要因の値は実質的に所定の数値を下回る可能性があります。戦略指数はE-mini S&P500先物市場における日中モメンタムを活用しようとしているが、E-mini S&P500先物市場に日中トレンドが認められない場合、戦略指数の運用成果は低調となる可能性があります。戦略指数が対象銘柄に対して過大または過小なエクスポージャーを反映する場合、関連株式市場が日中の平均回帰パターン（同日中に急騰後の急落、または急落後の急反発が発生する状態）を示している場合、あるいは明確なトレンドが存在しない場合、戦略指数はしばしば運用成果が劣後する可能性があります。さらに、関連する先物契約の価格の変動性が高く、そのような執行期間中（または各期間の間）に価値が大きく変動する場合、これは戦略指数によって生成されるシグナルの方向性に影響を与える可能性があり（または戦略指数によって明確なシグナルが生成されない結果となる可能性があり）、戦略指数によって生成される関連する想定取引の想定取引規模および取引価格に影響を与える可能性があります。その結果、戦略指数は、代替メソドロジーを参照する、あるいは異なる参考期間および執行期間を使用する、類似の日中トレンド調整要因を持つ他の指標を上回る運用成果を達成できない可能性があります。
4. 戰略指数は、連邦公開市場委員会（FOMC）の発表が予定されている期間に、対象構成要素に対するエクスポージャーを変更することを目的とした季節性調整要因を組み入れています。FOMC発表日に関して、当該FOMC発表日の直前の「戦略取引日」における最終執行期間（これを含む）から当該FOMC発表日におけるFOMC発表時刻（これを含まない）までの期間において、季節性調整要因は所定の数値より大きく、当該FOMC発表後には所定の数値より小さくなります。季節性調整要因の値が所定の数値未満の場合（または所定の数値を超えるが他の指標調整要因により悪影響を受ける場合）、戦略指数はリバランス閾値およびレバレッジ・リバランス上限を条件として、対象構成要素への配分を減少させる可能性があります。季節調整要因の値が所定の数値より大きい場合（例えば、FOMC発表前の市場取引終了後の期間など）、戦略指数はリバランス閾値、レバレッジおよびリバランス上限に従い、対象構成要素への配分を増やす可能性があります。その場合、戦略指数はFOMC発表前に対象構成要素の比較的多くのオーバーナイトリターンに晒されることになり、戦略指数の実現ボラティリティが増加する可能性があります。したがって、FOMC発表後に該当株式市場が上昇した場合、またはFOMC発表前に株式市場が下落した場合、季節性調整が最適でなく戦略指数の運用成果が低下するリスクがあります。特に、季節調整要因は、経済成長、米国連邦準備制度理事会がより制限的な金融政策を採用するという市場の予想、および比較的低い市場ボラティリティを含む（ただしこれらに限定されない）特定の経済および市場状況において、戦略指数のパフォーマンスが低下する原因となる可能性があります。

す。結果として、季節性調整要因を組み込まない代替指標に対し、戦略指標の運用成果が劣後する可能性があり、その差は顕著となる可能性があります。

5. 戰略指標は、特定の調整要因（日次調整要因、ボラティリティ調整要因、日中トレンド調整要因、季節性調整要因）、ボラティリティ制御メカニズム、リバランス閾値、レバレッジ及びリバランス上限を組み合わせて、対象構成要素の構成比率を決定します。これらの様々なメカニズムと調整の相互作用は、時に相反する結果を生み出し、戦略指標が意図した目標を達成できない、あるいは予期せぬ結果を招く可能性があります。例えば、日中トレンド調整要因は、日中のリターンがプラスであることにより、戦略指標の対象構成要素への配分を実質的に増加させる可能性がある一方で、季節性調整要因は、FOMCの発表により、戦略指標の対象構成要素への配分を実質的に減少させる可能性があります。この場合、日中トレンド調整要因と季節性調整要因の双方が、戦略指標の対象構成要素に対する全体的なエクスポージャーに対して相殺効果をもたらす可能性があり、その結果、各要因の単独の影響が完全に反映されない対象構成要素の配分が生じる可能性があります。これらの各要因は、単独または複合的に、戦略指標の対象構成要素へのエクspoージャーに大幅なリバランスを引き起こす可能性があり、こうした頻繁かつ潜在的に重大なリバランスは追加的なリバランスコストを伴い、戦略指標の総合的な運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。
6. 戰略指標が採用する市場シグナル・メソドロジーは成功しない可能性があります。対象構成要素のウェイトは、特定の市場シグナルに基づいて調整されますが、将来または異なる市場環境下では期待通りに機能しない可能性があります。戦略指標の基盤となる市場シグナルに基づくメソドロジーが成功すること、または戦略指標が対象構成要素に関して採用される可能性のある代替メソドロジー（市場シグナルに基づくメソドロジーを使用するか否かを問いません。）を上回る運用成果を達成することについて、保証はできません。
7. 戰略指標は、事前に定められた頻度に基づき、日中における監視とリバランスを実施します。かかる頻度は、他の指標が日中に行うリバランス頻度よりも高い可能性があります。したがって、戦略指標はリバランス頻度が低いボラティリティ目標指標と比較して、対象構成銘柄の回転率が高くなります。戦略指標は対象構成銘柄の回転率に基づき取引コストを控除するため、相応に高い取引コストが控除される可能性もあります。結果として、リバランス頻度が低い他のボラティリティ目標指標と比較して、戦略指標は運用成果が劣後する可能性があり、その差は顕著となる可能性があります。
8. 戰略指標は、戦略指標により定義された特定のリバランス期間におけるリバランス上限の対象となります。リバランス上限は、リバランスの速度低下や制限を通じて目標エクspoージャーの達成を妨げる可能性があり、結果として急激な市場変動への対応が遅れる可能性があります。これにより、リバランス上限の対象とならない指標と比較して、戦略指標は運用成果が劣後する可能性があり、その差は顕著となる可能性があります。
9. 戰略指標にはリバランス閾値が設けられており、目標とするリバランスがその閾値を下回る場合にはリバランスを行わない仕組みになっています。これは対象構成要素のリバランス頻度を抑制する可能性があります。リバランス閾値によってリバランスの実施が遅延または阻止され、結果として目標とするエクspoージャーを達成できない場合があり、そのため、急激な市場変動への対応が遅れる可能性があります。その結果、戦略指標は、当該リバランス閾値の対象とならない指標と比較して、潜在的に重大な運用成果の低下を招く可能性があります。

10. 指数スポンサーは、戦略指数と同一または類似の目的（および同一または類似の対象構成要素）を有し、戦略指数より短い執行ラグを有する指数のスポンサーとなり、これを算出する場合があり、また将来的に、より多くの指数および／または戦略のスポンサーとなり、および／またはこれを算出する可能性があります。戦略指数が適用するリバランスは、関連する参照期間後に一定の執行ラグを経てから対象構成要素のエクスポートジャーに影響を及ぼします。戦略指数と比較して執行ラグが短い指数が同様のリバランスを適用する場合、戦略指数が比較的長い執行ラグを適用する限りにおいて、当該指数のリバランスは戦略指数のリバランスよりも早期に効果を発揮する可能性があります。指数の一つまたは複数による当該リバランスが戦略指数のリバランス実施前に適用され、関連する株式市場および／または戦略指数の対象構成要素に影響を与えた場合、当該指数のリバランスによる先行的な市場影響が、リバランス遅延および当該指数よりも早くまたはこれと同等の執行期間内にリバランスを実施できない戦略指数に悪影響（潜在的には重大な悪影響）を及ぼす可能性があります。さらに、指数スポンサーは、より広範な市場活動の一環として、当該他の指数および／または戦略を参照する証券を発行または引き受けることがあります、また、その他の金融商品、デリバティブ商品または投資商品を取引する場合があります。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型
追加型	内 外		特殊型 (条件付運用型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型 (条件付運用型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		ブル・ペア型
中小型株	年4回	北米		
債券				
一般	年6回	欧州	あり	条件付運用型
公債	(隔月)		()	
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		ロング・ショート 型／絶対収益追求 型
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	なし	その他 ()
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

債券・社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

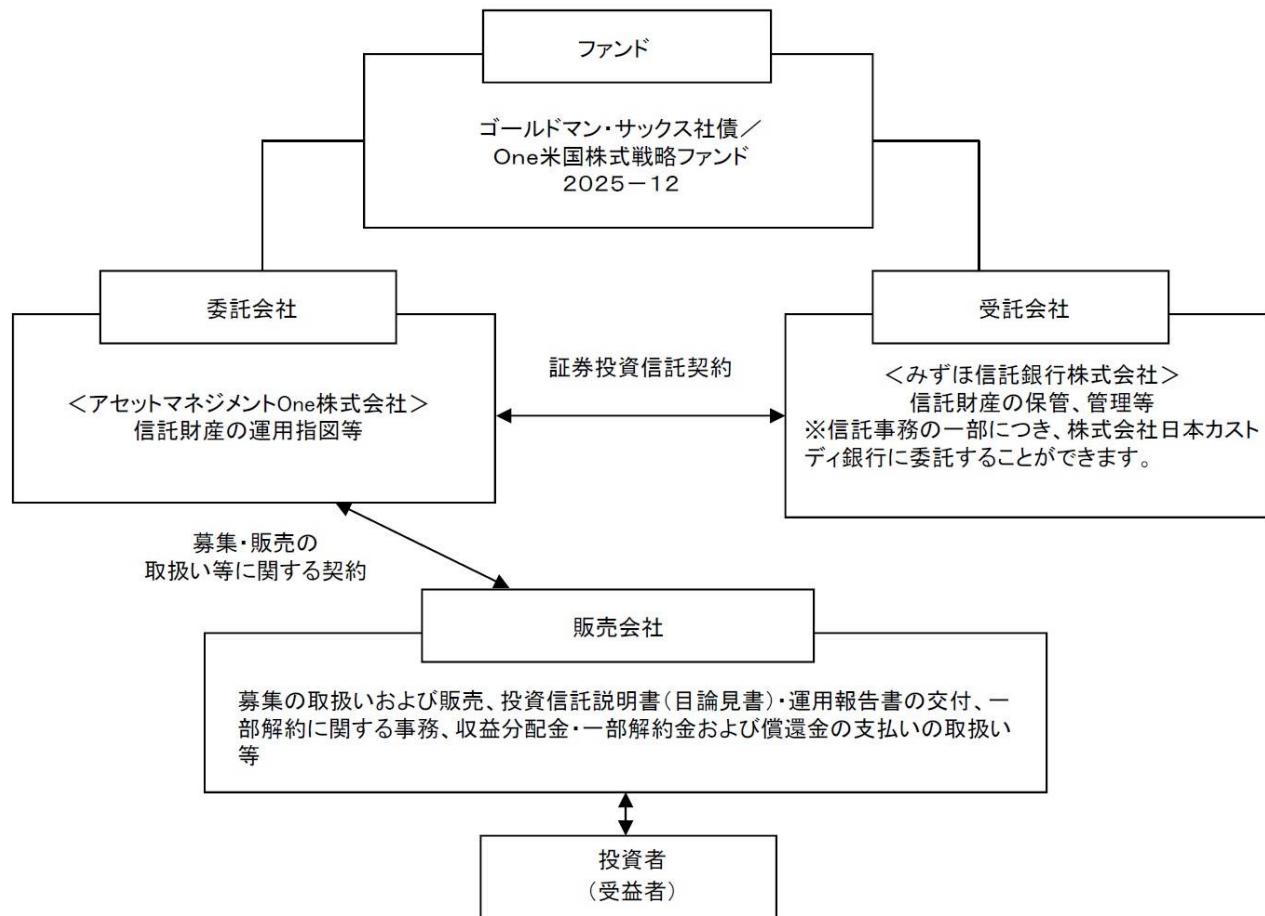
(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2025年12月5日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】



・ 「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・ 「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年7月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年7月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券を主要投資対象とします。

<投資態度>

① 当ファンドはルミニスII・リミテッドが発行する円建債券^{*1}（以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。）に高位に投資^{*2}し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*4 投資する債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

② 当ファンドは米国株式戦略指数 VT 5 の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

・固定クーポンは、毎期一定水準支払われ、実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われます。

・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の米国株式戦略指数 VT 5 の累積収益率にほぼ連動する水準^{*6}に決定します。

・米国株式戦略指数 VT 5 は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指數スポンサーを務める指數で、米国株価指數先物を實質的な構成資産とし、目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指數先物の比率を調整します。

*5 運用開始基準日は2025年12月5日です。

*6 連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。

③ ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第14条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

二. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第15条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の15.で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

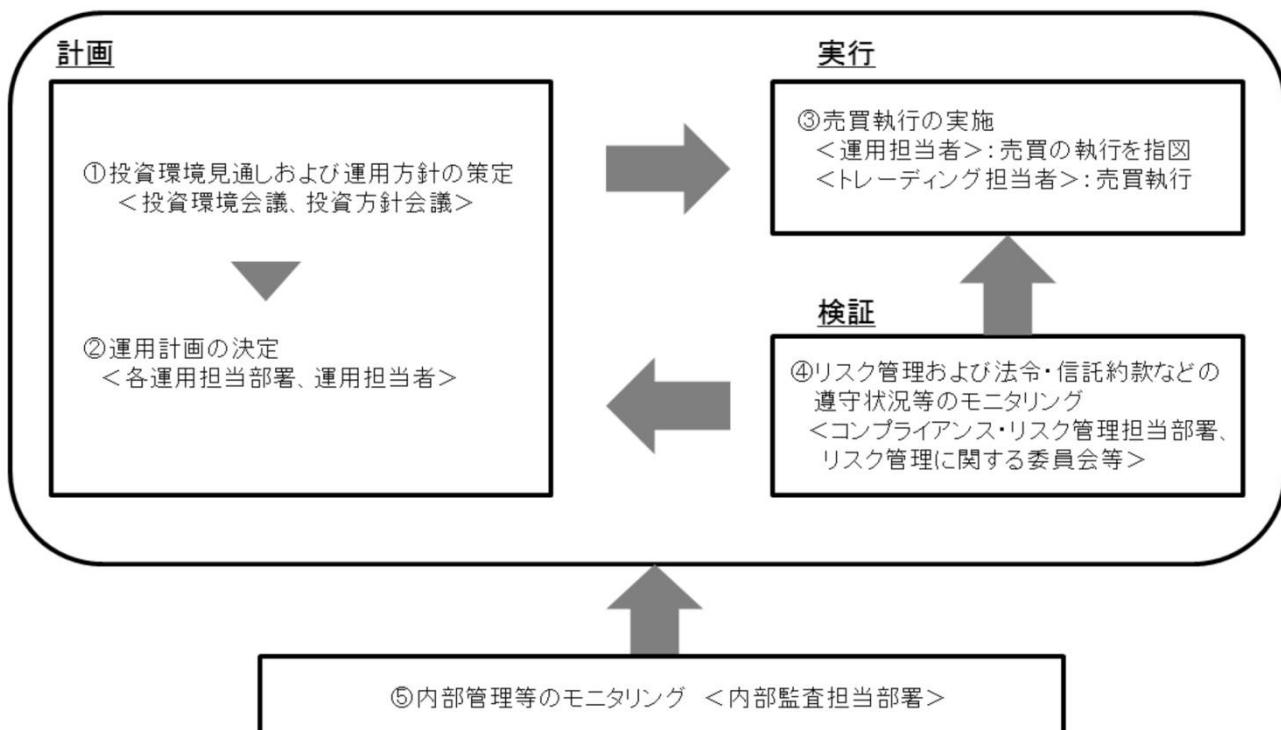
③運用の指図範囲等（約款第15条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



- ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日。ただし、第1計算期末は2026年12月10日。））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

(1) 信託期間中の収益分配は、(2)に掲げる収益分配可能額の範囲内で、上記①収益分配方針にしたがって行います。

(2) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、約款第40条、第41条第1項および第3項の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の1.2.に掲げる額とします。

1. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
2. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

④デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合に

は、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

⑥投資する株式等の範囲（約款第18条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦信用取引の指図範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図（約款第22条）

1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、もしくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類似する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）

1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第24条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限ります。以下⑫において同じ。）および公社債を次の1.～3.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

3. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- 2) 上記1) 1. ~3. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れの指図および範囲（約款第27条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑮特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 上記2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 4) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑰資金の借入れ（約款第35条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○価格変動リスク

市場金利の変化、債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体の信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、米国株式戦略指数 V T 5 の収益率の低下は、当ファンドが投資する円建債券の価格、ひいては基準価額の下落要因となります。

<債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する債券は、米国株式戦略指数 V T 5 の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなつた場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利や債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等の信用状況に変化がない場合でも、債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が資金調達を行う市場環境が悪化した場合や米国株式戦略指数 V T 5 の

収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

<米国株式戦略指数 V T 5 >

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる米国株式戦略指数 V T 5 の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・米国株式戦略指数 V T 5 は米国株価指数先物により構成され、所定の目標リスク水準となるように比率を調整します。株価指数（株価指数を構成する銘柄の価格）が下落した場合、株価指数の値動きが期待したものと異なった場合等には、指数の収益率が下落する要因となります。
- ・米国株式戦略指数 V T 5 については、米国株価指数先物をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になつた場合には、指数の収益率が下落する可能性があります。

○信用リスク

投資する債券（裏付資産を含む）の発行体または保証体の経営不安・倒産等の発生は、基準価額が著しく下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって裏付資産等（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券（外貨建ての場合は為替変動リスクを回避する取引を実施します。）、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行しザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行うパフォーマンス連動証券、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引）に投資します。

投資する債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等の信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

○銘柄集中リスク

特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。

ファンドは特定の債券（单一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

○流動性リスク

市場混乱や投資する債券の発行体等の信用状況の著しい悪化等により流動性が著しく低下し、売却価格が想定される価格と乖離した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する債券は、市場混乱等があった場合、債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があり

ます。また、債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受付を中止することがあります。

○早期償還リスク

投資する債券が債務不履行・早期償還等となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産、スワップ取引の早期終了等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリングまたは課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）した場合、または当該債券、発行体の裏付資産等、発行体、もしくは裏付資産に対する保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

<投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合>

1. 債券（裏付資産を含む）の発行体または保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 債券（裏付資産を含む）の発行体または保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかつた場合
3. 発行体が、(i) 法の適用によるか否かを問わず、その債務の全部もしくは重要な部分に関して、債権者との間で、もしくはその利益のために、財産の包括的譲渡、和解、もしくは整理を行う場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合、または(ii) その債務の全部もしくは一部の再調整もしくは繰延べを実行する目的で、交渉を開始し、法的手続きその他の措置を講じる場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

*基準価額の推移（イメージ）



当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①国内金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③米国株式戦略指数 VT5のパフォーマンス下落

*上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。
- 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、米国株式戦略指数 V T 5 に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 米国株式戦略指数 V T 5 に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかつた費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間にに基準価額が1万円を下回る場合があります。

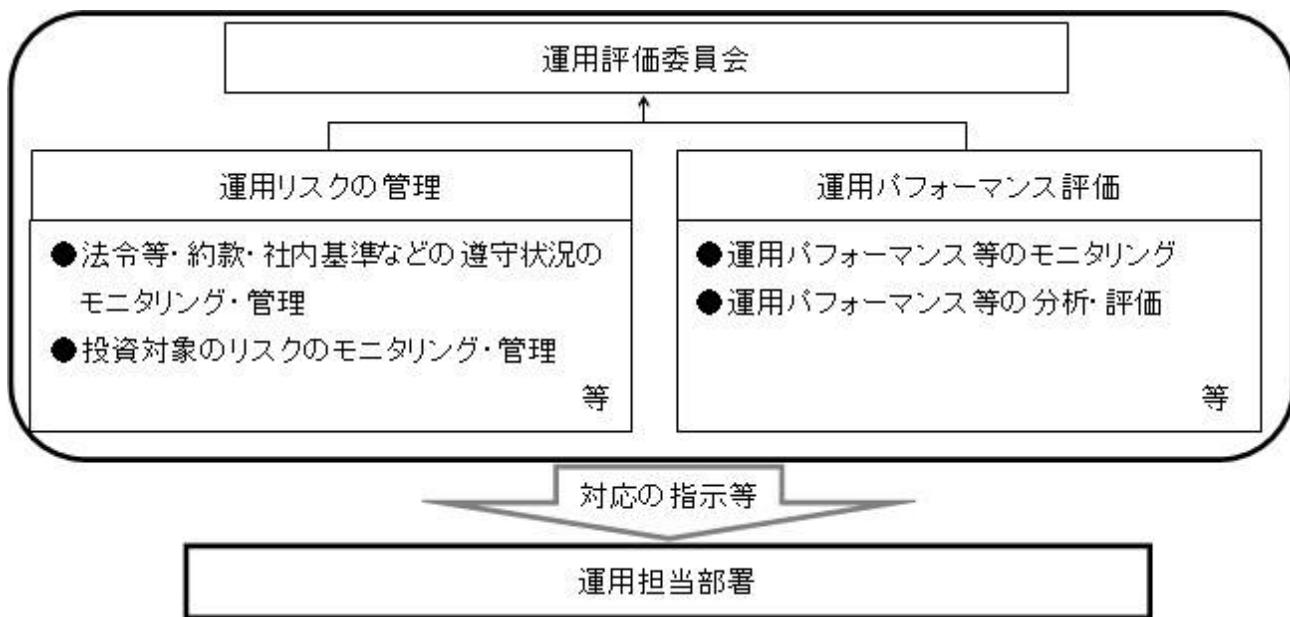
○注意事項

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

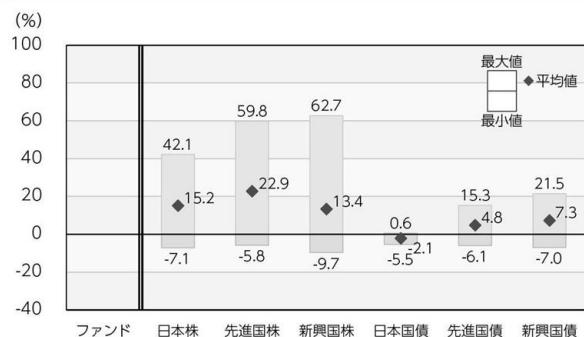
※リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2020年8月～2025年7月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数值および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウおよび同指數にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指數の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

受益権1口当たり1円に、1.1%（税抜1.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の元本総額に対して、年率0.693%（税抜0.63%）以内^{*1}

※信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末、信託契約の一部解約または信託終了のときに、信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額とともに信託財産から支払われます。

*1 2025年12月5日現在は、年率0.693%（税抜0.63%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.30%以内 ^{*2}	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.30%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

*2 2025年12月5日現在は、年率0.33%（税抜0.30%）になります。

<戦略指数に関する費用等>

ファンドの主要投資対象である円建債券の満期償還時における実績連動クーポンは、米国株式戦略指数 V T 5 の収益率等を参照して決定されます。同指数のリターン（損益）は、米国株価指数先物の構成比率から収益率を算出し、下記の複製コスト、取引コストおよび戦略控除率等を控除して算出されます。

●複製コスト^{*3}：日々の先物ポジション量に対して年率0.05%

●取引コスト^{*3}：先物のポジションの調整量に対して都度0.01%

*3 複製コスト、取引コストは運用状況等により変動するため、あらかじめ合計額、上限額等を表示することができません。

●戦略控除率^{*4}：年率1.0%

*4 戰略指数に乗じる連動率等を実現するために必要なものとして、戦略指数の計算ルールにおいて定めるものです。円建債券の発行体やファンドの関係法人（委託会社や販売会社等）が報酬として受け取るものではありません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

※ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行に当たっては一定の費用等が発生しますが、債券の発行時における発行額、市況動向等により変動しますのであらかじめ料率、上限額等を示すことができません。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

----- (参考情報) ファンドの総経費率 -----

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

5 【運用状況】

ファンドは、2025年12月5日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<<参考情報>>

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間收益率の推移

該当事項はありません。

*当ファンドにはベンチマークはありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドの取得の申込みは、申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

※購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

受益権1口当たり1円とします。

- ・お申込手数料

受益権1口当たり1円に、1.1%（税抜1.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・お申込単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位とします。

- ・払込期日

取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

発行価額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものとします。なお、販売会社

によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※ロンドンの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日、一部解約の実行の請求受付日から起算して2営業日目から4営業日目までのいずれかの日がロンドンの銀行の休業日、または一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目がユーロクリアの休業日に該当する日には解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口以上1口単位で各販売会社が定める単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財

産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい
ます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場 を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算さ
れ、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2025年12月5日（設定日）から原則として2030年12月10日までです。

※下記(5)その他イ. 償還規定の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は信
託契約締結日から2026年12月10日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該當
日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日よ
り次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了
日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められる場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、米国株式戦略指数 V T 5に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合、および上記b. の場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われる

こととなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ. 信託約款の変更等c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にいたします。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

・委託会社は、2026年以降の毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(2) 儚還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2025年12月5日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有してお
りません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ご
とに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定め
るところによります。

1 【財務諸表】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年7月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年7月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 591, 323, 913, 596
追加型株式投資信託	756	18, 016, 616, 437, 025
単位型公社債投資信託	18	28, 897, 576, 760
単位型株式投資信託	184	924, 851, 062, 546
合計	984	20, 561, 688, 989, 927

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	41,183	40,201	
有価証券	—	0	
金銭の信託	28,143	31,340	
未収委託者報酬	19,018	19,595	
未収運用受託報酬	3,577	4,015	
未収投資助言報酬	315	359	
未収収益	6	11	
前払費用	1,510	1,758	
その他	2,088	2,106	
流動資産計	95,843	99,390	
固定資産			
有形固定資産		1,093	1,361
建物	※1	918	841
器具備品	※1	130	352
リース資産	※1	5	3
建設仮勘定		39	163
無形固定資産		4,495	3,771
ソフトウェア		2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定		1,543	1,030
電話加入権		0	0
投資その他の資産		8,935	9,039
投資有価証券		184	183
関係会社株式		4,447	4,037
長期差入保証金		768	760
繰延税金資産		3,406	3,842
その他		128	215
固定資産計		14,524	14,172
資産合計		110,368	113,562

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	102,113	112,281
運用受託報酬	17,155	17,981
投資助言報酬	2,211	2,374
その他営業収益	26	30
営業収益計	121,507	132,668
営業費用		
支払手数料	44,366	49,384
広告宣伝費	329	401
公告費	0	0
調査費	35,468	39,013
調査費	13,277	14,703
委託調査費	22,190	24,309
委託計算費	558	522
営業雑経費	823	774
通信費	36	38
印刷費	598	538
協会費	65	67
諸会費	44	47
支払販売手数料	78	81
営業費用計	81,545	90,097
一般管理費		
給料	10,763	11,477
役員報酬	164	181
給料・手当	9,425	10,148
賞与	1,173	1,147
交際費	34	59
寄付金	15	12
旅費交通費	162	246
租税公課	489	668
不動産賃借料	1,030	1,085
退職給付費用	412	421
固定資産減価償却費	1,567	1,457
福利厚生費	46	57
修繕費	1	0
賞与引当金繰入額	1,927	2,198
役員賞与引当金繰入額	52	60
機器リース料	0	0
事務委託費	3,379	3,261
事務用消耗品費	46	43
器具備品費	3	2
諸経費	240	313
一般管理費計	20,172	21,366
営業利益	19,788	21,204

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	4		12	
受取配当金	※1 899		※1 450	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	18		11	
時効後支払損引当金戻入額	35		7	
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損	19		39	
金銭の信託運用損	1,008		329	
早期割増退職金	6		6	
雑損失	0		—	
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益	—		※2 6	
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損	6		13	
関係会社株式評価損	1,362		31	
減損損失	※3 231		—	
関係会社清算損	—		25	
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繙越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040		
当期純利益							12,852	12,852	12,852		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,812	1,812	1,812		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剩余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剩余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金(財産) の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外銀行規制の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制であります。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券	—	0	—	—
その他有価証券(投資信託)	—	—	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券	—	0	—	0
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760	2,760
勤務費用	296	299	299
利息費用	2	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18	18
退職給付の支払額	△246	△321	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759	2,759

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	(百万円)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44	△44
未認識過去勤務費用	0	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	2,715

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
勤務費用	296	299	299
利息費用	2	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0	△0
その他	△4	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312	312

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)	<u>第40期</u> (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>
繰延税金負債	<u> </u>	<u> </u>

繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)	<u>第40期</u> (2025年3月31日現在)
	(調整)	(調整)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.04 %</u>	<u>32.57 %</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント0ne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（＊）	1	0.0154

（＊）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc. (当社の子会社) 株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有)直接51%	—	持株会社	現物配当	402	—	—
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有)直接49%	—	持株会社	現物配当	172	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係) 2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係) (共通支配下の取引等)に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,048	未払手数料	1,976
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	20,086	未払手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1) 株当たり情報

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額		321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額		—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)		40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当增资を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上りました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

単位型証券投資信託
ゴールドマン・サックス社債／One 米国株式戦略ファンド 2025-12
約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①当ファンドはルミニスII・リミテッドが発行する円建債券^{*1}（以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。）に高位に投資^{*2}し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*4 投資する債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

②当ファンドは米国株式戦略指数 VT 5 の累積收益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

・固定クーポンは、毎期一定水準支払われ、実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われます。

・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の米国株式戦略指数 VT 5 の累積收益率にほぼ連動する水準^{*6}に決定します。

・米国株式戦略指数 VT 5 は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スペンサーを務める指数で、米国株価指数先物を実質的な構成資産とし、目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を調整します。

*5 運用開始基準日は2025年12月5日です。

*6 連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。

③ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、

一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

単位型証券投資信託
ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年12月10日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第6条 この信託契約締結当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割>

第7条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については、1,000億口を上限に均等に分割します。

<基準価額の計算方法>

第8条 この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）の

規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第10条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第11条 委託者は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。

③前2項の場合の受益権の価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

④第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第46条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる

る場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）

15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

＜利害関係人等との取引等＞

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第20条から第23条、第25条から第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第20条から第23条、第25条から第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜投資する株式等の範囲＞

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。

＜信用取引の指図範囲＞

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図＞

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

＜スワップ取引の運用指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、もしくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類似する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図＞

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜デリバティブ取引等にかかる投資制限＞

第24条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜有価証券の貸付の指図および範囲＞

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限ります。以下本条において同じ。）および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
3. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

- 第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - ④委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みま

す。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

<有価証券の売却等の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年12月10日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第40条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年10,000分の63以内の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末に当該日の受益権口数に対応する金額を、および信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第42条 信託期間中の収益分配は、第2項に掲げる収益分配可能額の範囲内で、別に定める収益分配方針にしたがって行います。

- ②収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、第40条、第41条第1項および第3項の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の各号に掲げる額とします。
 1. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 2. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

- ②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- ④前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第44条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日がロンドンの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日の場合、一部解約の実行の請求受付日から起算して2営業日目から4営業日目までのいずれかの日がロンドンの銀行の休業日の場合、または一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目がユーロクリアの休業日の場合には一部解約の実行の請求を受けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、米国株式戦略指数 V T 5 に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託が主要投資対象とする債券（裏付資産を含む）の発行体・保証体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれ

らの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合、および第2項の場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場

合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第56条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第2条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2025年12月5日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社